

【実施者種別ごとの健康診断の対象者、定期及び回数】(感染症法施行令第12条) から抜粋

実施者種別	対 象 者	定期及び回数
・学校長	大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校(修業年限が1年未満のものを除く)の学生又は生徒	入学した年度に1回
・市町村長	65歳以上の者(市町村が定期の健康診断の必要がないと認める者を除く)	市町村が定める定期において市町村が定める回数
・事業者	学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院又は社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号に規定する施設において業務に従事する者 学校の教職員も含む	毎年度に1回
・施設の長	刑事施設に収容されている20歳以上の者	20歳に達する日の属する年度以降において毎年度に1回
	社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号に規定する施設に入所している65歳以上の者	65歳に達する日の属する年度以降において毎年度に1回